

# 令和 7 年度例月現金出納検査実施計画

## 1 検査目的

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、「令和 7 年度監査等年間計画」に基づき、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計に係る現金の出納及び保管の状況について、地方自治法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を実施する。

## 2 検査対象及び対象機関

検査の対象は、次の会計及び基金に属する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預金）の出納及び保管状況とする。

- (1) 一般会計、特別会計及び基金【出納局】
- (2) 公営企業会計（電気事業会計、温泉事業会計及び地域振興事業会計）【企業局】
- (3) 公営企業会計（流域下水道事業会計）【県土整備部】

## 3 検査実施項目

- (1) 出納計数の正否
- (2) 出納事務並びに出納手続の適否
- (3) 現金の出納に係る事務処理の適否
- (4) その他必要と認める事項

## 4 検査実施体制

検査の実施に当たっては、次のとおり会計を区分し、各区分に事務局職員又は監査専門委員を 2 名配置する（主担当 1 名、副担当 1 名）。

- (1) 一般会計、雑部金
- (2) 特別会計、基金
- (3) 電気事業会計
- (4) 温泉事業会計
- (5) 地域振興事業会計
- (6) 流域下水道事業会計

## 5 検査実施方法

- (1) 検査は、検査資料の提出を求め、事務局職員又は監査専門委員が書面による予備検査を行う。
- (2) 監査委員は、予備検査の結果に基づき、書面による検査を行う。
- (3) 監査委員が必要と認めるときは、会計管理者、公営企業管理者、県土整備部長又は対象機関職員から説明を聴取（以下「概況聴取」という。）する。

6 検査実施時期

検査の日程は、別表のとおりとする。

なお、監査委員が概況聴取を行う必要があると認めるときは、別途日程を調整の上、実施するものとする。

7 提出資料

提出資料は、別に定める。

8 検査結果の取扱い

地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を議会及び知事に提出する。

(別表)

| 年月日            | 検査対象月             |
|----------------|-------------------|
| R7. 4. 30 (水)  | 令和6年度3月分          |
| R7. 5. 30 (金)  | 令和6年度4月分 令和7年度4月分 |
| R7. 6. 30 (月)  | 令和6年度5月分 令和7年度5月分 |
| R7. 7. 30 (水)  | 令和7年度6月分          |
| R7. 8. 29 (金)  | 令和7年度7月分          |
| R7. 9. 30 (火)  | 令和7年度8月分          |
| R7. 10. 30 (木) | 令和7年度9月分          |
| R7. 11. 28 (金) | 令和7年度10月分         |
| R7. 12. 26 (金) | 令和7年度11月分         |
| R8. 1. 30 (金)  | 令和7年度12月分         |
| R8. 2. 27 (金)  | 令和7年度1月分          |
| R8. 3. 30 (月)  | 令和7年度2月分          |